

# 生活環境常任委員会要点記録

日 時： 令和6年12月13日（金）  
午前10時01分～午後2時03分  
場 所： 第二委員会室

出席委員 (6人)	委員長 委員 委員	渡 辺 しんじ おにづかこずえ しらた 満	副委員長 委員 委員	岸 田 めぐみ 橋 本 由美子 石 山 ひろあき
--------------	-----------------	-----------------------------	------------------	--------------------------------

出席説明員	健幸まちづくり担当部長 堀 仁 美			
	健幸まちづくり担当課長事務取扱			
	都市整備部長 佐 藤 稔	都市計画課長 松 本 一 宏		
	街づくり担当課長 水 野 誠	ニュータウン再生担当課長 内 田 直 人		
	道路交通課長 檜 島 幹 夫	交通対策担当課長 田 中 宜 久		
	環境部長（兼） 小 柳 一 成	環境政策課長 佐 藤 彰 洋		
	特命事項担当部長			
	公園緑地課長 長谷川 哲 哉			
	下水道部長 横 堀 達 之			
	下水道課長事務取扱			

## 案 件

	件 名	審 査 結 果
1	第98号議案 市道路線の認定について	可決すべきもの
2	第99号議案 多摩市立多摩中央公園の指定管理者の指定についての議決事項の一部変更について	可決すべきもの
3	第106号議案 多摩市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
4	第107号議案 多摩市立公園条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
5	第108号議案 多摩市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
6	所管事務調査 地域公共交通について	了承
7	特定事件継続調査の申し出について	了承

## 協 議 会

	件 名	担 当 課 名
1	多摩センターわくわくプロジェクトの進捗状況（報告）	経済観光課 都市計画課 道路交通課 公園緑地課
2	次期多摩市都市計画マスタープランの素案について	都市計画課
3	特定生産緑地の指定について	課税課 経済観光課 都市計画課
4	生産緑地地区の都市計画変更について	都市計画課
5	多摩都市計画道路3・3・10号稲城多摩線都市計画変更について	都市計画課
6	聖蹟桜ヶ丘北地区土地区画整理事業地内の開発事業の完了について	街づくり担当
7	メタセコイア通りの街路樹基本剪定について	道路交通課
8	舗装補修工事について（令和6～7年度）	道路交通課

9	内閣府S I P 移動支援モビリティの実証実験について	企画課 高齢支援課 道路交通課
10	多摩都市モノレール（株）に対する経営支援について	課税課 交通対策担当
11	「多摩市シェアサイクル事業」事業者募集の選定結果について	交通対策担当
12	自動運転バスの実証実験について	交通対策担当
13	多摩市の「公共交通」に関する意見交換会について	交通対策担当
14	多摩市まち美化キャンペーンの実施状況について	環境政策課
15	令和6年10月野生動物への対応について	環境政策課
16	令和6年度の気候市民会議について	環境政策課
17	多摩市立公園条例の一部改正について	公園緑地課
18	多摩中央公園改修整備・運営事業の進捗状況と今後の進め方	公園緑地課

午前10時01分開議

○渡辺委員長 ただいまの出席委員は6名である。

定足数に達しているので、これより生活環境常任委員会を開会する。

○渡辺委員長 本日配付された委員会及び協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。

本日の審査はお手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

それではまず日程第1、第98号議案市道路線の認定についてに関して現地視察をし、それから審査に入りたいと思うがいかがか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 では、そのようにさせていただく。

この際、暫時休憩する。

午前10時02分休憩

午前10時45分再開

○渡辺委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

日程第1、第98号議案市道路線の認定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○佐藤都市整備部長 第98号議案市道路線の認定についてご説明する。本議案は、開発行為により移管を受けた整備済み道路を市道路線として認定するものである。認定路線概算数量は、整理番号1が、幅員5.0メートル、延長67.18メートル、整理番号2は、幅員6.0メートルから6.94メートル、延長126.26メートル、整理番号3が、幅員5.0メートルから5.02メートル、延長53.50メートルとなっており、これらの市道路線の認定により、市道路線の総数は1,668路線、総延長は約303.5キロメートルとなる。よろしくご審査の上、ご承認を賜うようお願い申し上げます。

○渡辺委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。しらた委員。

○しらた委員 それぞれ街路灯の数に何か決まりがあるのか。5個だったところと4個だったところがあった。

○檜島道路交通課長 街路灯の数であるが、それぞれ照度測定を行っており、設計の中で全体が満遍なく照度が保てるように割りつけをしているので、路線の延長に従って数が決まってくる場所である。

○渡辺委員長 やはりLEDだと結構高い位置についているような気がするのですが、その辺で照度測定というのがあり、

それに基づいて本数が決まるということか。お子さんたちがこれから住んでいただける場所であるので、暗くならないようにしていただきたいと思ってお聞きした。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより第98号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第98号議案市道路線の認定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○渡辺委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第2、第99号議案多摩市立多摩中央公園の指定管理者の指定についての議決事項の一部変更についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○小柳環境部長 本案は、令和4年第3回多摩市議会定例会において議決いただいた多摩市立多摩中央公園の指定管理者の指定について、同公園の改修工事の契約締結及び工事着工が遅延したことから、指定管理者の指定期間の開始日の変更をお願いするものである。詳細については公園緑地課長から説明させていただく。

○長谷川公園緑地課長 そうしたら資料をつけているので、「案件2」とあるデータをお聞きいただけたらと思う。

今、環境部長からもあったが、今回の変更内容は、指定管理者の指定期間の開始日を変更させていただくものである。変更前は令和7年1月1日からとされていたが、これを令和7年4月1日からにしたいと考えている。この理由としては、物価高騰等への対応により改修工事に係る契約の締結が3か月遅れた。これにより工期も当初の予定から3か月ずれて指定管理の開始期間も後ろ倒しとなったものである。

なお、参考に令和4年第3回定例会で議決いただいた内容を載せている。指定管理者はTAMAセントラルパークJV、指定の期間は令和7年1月1日から令和25年3月31日まで。この時点で想定していた工期は令和5年3月末から令和6年12月末までとなっていた。雑駁であるが、説明

は以上となる。

○渡辺委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。しらた委員。

○しらた委員 「物価高騰等の対応により」とあるが、物価高騰以外にはほかには何があったのか。

○長谷川公園緑地課長 令和5年第2回の定例会のときにもご提案させていただいたが、物価高騰等に対する対応のほかには急傾斜地対応に関する関係省庁等からの指導事項への対応、それから新たに出た市民対応等を踏まえ、これらを盛り込んで契約に反映し、それを議決いただいたところになる。

○しらた委員 急傾斜地対応と市民対応ということであるが、どちらのほうが時間がかかったのか。

○長谷川公園緑地課長 期間としては、急傾斜地に係るところでいわゆる土砂災害対策防止基本法に基づくレッドゾーンの解除手続があったので、そういったところで市民対応するよりも検討時間としては一定かかってしまったというのがあるかと思っている。

○しらた委員 急傾斜地等というと、あの公園のグリーンライブセンターがあるほうの入り口というか東側から入ってくるとブルーシートがかぶっているところがまだそのままだと思うが、そこはどのような形に直すか。

○長谷川公園緑地課長 急傾斜地の対応については、あそこからもう少し西側に行った一面の傾斜地のところで、そこは既にネット工法というネット状のくい・アンカーを斜面に打ちつけて補強を図るような対応で、これはレッドゾーン解除で対応ができています。今ご質問のグリーンライブセンターの横のところについては、あそこに新たに搬入通路をつくる関係で、一部そういったところからも造成工事をして、あそこを今造成した後、まだブルーシートを張りつけたままになっているが、張芝等をして最終的には整えていく予定である。あと植樹等も予定している。

○しらた委員 では、ここでこの契約というのは、開始日を変更した後だと、指定期間中はこれでほぼ間に合うというか、これで完璧にできるということなのか。

○長谷川公園緑地課長 この後の協議会でも工事全体の進捗状況を報告させていただく予定であるが、現在工事進捗率は約82%となっている。酷暑の影響あるいは人工の確保等で若干の遅れが生じているが、ほぼ予定どおりで、この開始日に間に合うように現在取り組んでいるところである。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。岸田委員。

○岸田委員 確認であるが、工事の遅れということであるが、今回で必ず完了のめどが立っているのかと、あと以前

議決をしたときに指定管理者の指定をするときにはパルテノン多摩の4階5階の部分の部分を本来であったらお願いするところが、コロナ禍等の影響もあって難しいというところで外れてきたと思うが、今回、子ども教育常任委員会でもそちらの事業者を選定したというところで、大体同時期に公園もオープンするしそちらもオープンするが、一体的な活用という意味で何か考えられているのか、今後どうなっていくのかを伺いたいと思う。

○長谷川公園緑地課長 まず1点目の工事がこれで確実に終わるのかということであるが、先ほどもお話ししたとおりこの後協議会でも報告させていただくが、現状では82%というところで、若干数%の遅れはあるがもう80%にまで来ているので残りの3か月で終わらせるということで状況の報告を受けている。それを踏まえての今回の議決変更となる。

また、2点目のパルテノン多摩5階が新しくなるというところであるが、パルテノン多摩の所管である文化・生涯学習推進課で進めさせていただいており、子ども教育常任委員会では今回入る方が決まったという報告だと思うが、その中には多摩中央公園一帯の各施設との連携も図っていくという話もあったと伺っている。いずれにせよ、あそこの多摩中央公園については連携協議会が既に出来上がっている中で、そこの中で一体的に連携して取り組んでいければと思っている。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。橋本委員。

○橋本委員 今の後段のところであるが1点だけお聞きしたいのは、例えば入ってくるところは、昔レストランだったときに入ったところは10年、こちらは令和でいうと25年、2043年までの指定管理であるが、そうするとその10年目になると公園にも絡むような業者さんが入っているところの動きが出てくるが、そういうときにはくらしと文化部で調整するのか。公園のところの指定管理ということでは、どちらが主体の責任を持っていくか。

○長谷川公園緑地課長 パルテノン多摩の5階については、パルテノン多摩の管理の中の1本ということで今くらしと文化部で進めている。その切り替え時の話等は、基本的にはくらしと文化部でまた対応させていただくと思う。ただ、今回一体で進めている中で、当然我々の多摩中央公園の運営の中での連携というところではまた引き続きその更新時においても確認をさせていただきながら、多摩中央公園は続いているがパルテノン多摩は終わったからそこで終わりとはならないように引き続き連携をしながらであるが、所管としては文化・生涯学習推進課で進めさせていただくことに

なろうかと思っている。

○橋本委員 行政は連続してつながっていくが、18年後という多分議会でこの議決をしたときに絡んだ人はもうほとんどいなくなってしまう中、指定管理は非常に長いスパンであるので、報告する委員会すら違ってくる。だが、私たち見る側からしたら一体化して使ってもらわなければいけないところであるので、その辺で議会も市民も皆が共有できるような形でぜひ進めていただきたいということだけ申し上げておく。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより第99号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第99号議案多摩市立多摩中央公園の指定管理者の指定についての議決事項の一部変更についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○渡辺委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

この際、日程第3、第106号議案多摩市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第5、第108号議案多摩市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3案を一括議題とする。

これより市側の説明を求める。

○佐藤都市整備部長 それでは、第106号議案多摩市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、第107号議案多摩市立公園条例の一部を改正する条例の制定について、第108号議案多摩市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての3件を一括してご説明する。

9月の生活環境常任委員会において概要を報告させていただいているが、本市における道路占用料については、東京都道路占用料等徴収条例に準拠しその額を定めている。東京都は令和6年4月に受益者負担の適正化を図ることを目的に道路占用料を改定したことから、これに併せて本市の道路占用料の額を改定したいとするものである。

また、本市における公園や水路用地における占用料については、市内における公有財産の占用料の均衡を図るため、

多摩市道路占用料等徴収条例に準じてその額を定めている。よって、多摩市道路占用料等徴収条例の改正に合わせ、多摩市立公園条例及び多摩市下水道条例についても占用料等の改正を行いたいとするものである。

以上のことから、初めに道路占用料等徴収条例に係る改正部分に関して道路交通課長より説明し、その後公園緑地課長及び下水道部長より各条例の個別の改正点についてご説明をさせていただく。

○檜島道路交通課長 それでは、第106号議案多摩市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてにご説明する。まずタブレットの本会議のところからお進みいただきたいと思う。本会議を開いて令和6年第4回定例会を開いていただき、市長提出議案を開いていただき、そこから一部改正条例新旧対照表というものがあるので、3つ目のところ、こちらの19ページをお開き願う。39分の19ページである。こちらの新旧対照表の右側が改正前の現行、左側が改正後の条例案となっている。改正部分については、それぞれ左右とも太字で青マーカーつけている。なお、今回の改正は、9月の本委員会においてもご説明をしたが、都の占用料算出のもととなる固定資産税評価額の上昇によるものであり、令和3年4月以来4年ぶりの改定である。

道路占用料等徴収条例における改正点については、道路法第32条第1項第1号にある工作物の地下電線、そのほか地下に設ける線路以外、すべての占用料の額の改定と一部の文言修正が行われており、占用料の額については各単価ともに1円から2万7,400円の増額である。一つ例に挙げると、20ページをお開き願う。次のページである。こちら別表となっており、こちらの項目の1行目、第1種電柱については1,490円から130円の増額で1,620円に改定するというものであり、以下別表に記載のとおりとなっている。なお、道路占用料における影響額については、令和5年度の実績数量で試算した場合、約899万3,000円の増額、1割弱の増が見込まれるところである。

続いてタブレットの生活環境常任委員会のフォルダをお開き願う。案件3番である。こちらは9月の生活環境常任委員会でご案内した資料であり、項目の2番目、変更内容及び影響額というところであるが、このたびの3条例の改正によって約946万6,000円の増加が見込まれている。

2ページ目をご覧願う。こちらについては、このたびの条例改正に伴う占用物件の新旧の額と差額、それから関係課が改正を行う対象の占用物件を一覧表にまとめたものである。こちらについては、必要に応じてご確認いただければ

ばと思う。多摩市道路占用料等徴収条例に係る説明は以上となる。

**○長谷川公園緑地課長** 続いて、道路占用料等徴収条例に合わせ改正となる第107号議案多摩市立公園条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただく。大変恐れ入るが、資料を再び戻っていただいて、先ほどの新旧対照表であるが、令和6年第4回多摩市議会定例会提出のところから市長提出議案、一部改正条例新旧対照表をお開きいただければと思う。こちら公園条例は25ページからになっているので、25ページをご覧ください。こちらも同様に改正点は、新旧対照表それぞれ左右とも太字で青色マーカーをつけている。内容は、同様に一部の文言修正と占用料の額の変更となっている。占用料の額の変更が28ページからになっているので、28ページにお進みいただければと思う。

別表2でお示ししているとおり、第1種電柱、第2種電柱、第3種電柱、それから第1種電話柱、第2種電話柱、第3種電話柱、その他の柱類、共架電線その他上空に設ける線類、地上及び地下に設ける変圧器の計10項目と、水道管、下水道管、ガス管、その他これらに類するもののうち外径が0.07メートル未満のものから1メートル以上のものまで各外径別に区切った計9項目と、変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所、それから広告塔、看板、最後にその他占用までについて4項目を加えた合計23項目を道路占用料に合わせ、占用料の額を改定する。

占用料の各単価の上昇額は、1円から最大2,700円まであり、占用物件を令和5年度と同等として試算した場合、年間約33万円の増額となる見込みである。その他、一部文言修正は、文章表現をわかりやすくしたものとなっている。詳細は新旧対照表のとおりとなっている。雑駁であるが、多摩市立公園条例に係る説明は以上となる。

**○横堀下水道課長** それでは、最後3件目となる第108号議案多摩市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただく。資料は、同様に新旧対照表を使って説明をしたいと思う。下水道の該当ページについては、31ページ目から39ページ目となるので、そちらをご覧ください。

改正点は大きく2つある。1つ目は、占用料の額の改定についてで、35ページの別表2にお示しをしているとおり、第1種電柱、第2種電柱、第3種電柱、第1種電話柱、第2種電話柱、第3種電話柱、その他の柱類、共架電線その他上空に設ける線類、ガス管、水道管等、足場その他の工事用施設の各項目について、道路占用料に合わせ占用料の

額を改定する。また、備考欄の表記を関連する他条例と同様とする改正をする。今般今回の改定に伴う占用料への影響は、令和5年度の実績数量で試算した場合、年間で約14万3,000円の増額となる見込みである。

2つ目の改正点としては、占用料の算定方法についてである。占用料の均衡を図ることから、その算定方法についても関連する他条例と同様とするため、占用料の額が100円に満たない場合にあっては100円とする条文の追加を行う。その他の改正箇所はいずれも文言の修正となるので、詳細は新旧対照表をご覧ください。説明は以上となる。ご審査のほどよろしく願います。

**○渡辺委員長** これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。しらた委員。

**○しらた委員** 道路占用料等徴収条例のところで、改定後の見込みが約900万890円とこの3つの中で一番多いが、たしか道路の占用料は1年間で大体8,000万円ぐらいだったかと思う。それが間違いではないかということと、あと公園は年間どのくらい、それと下水道はどのくらいというのがおのおのわかれば教えていただきたいと思う。

**○檜島道路交通課長** まず道路占用料のところであるが、言われるとおり8,000万円前後である。900万円ぐらいというところでその約1割である。

**○長谷川公園緑地課長** 公園条例に係る占用料の全体の徴収額は、年間およそ370万円である。

**○横堀下水道課長** 今確認をしているので、少しお時間をいただければと思う。

**○渡辺委員長** ほかに質疑はあるか。橋本委員。

**○橋本委員** 今年4月に都で実施されたものに伴うもので4年に一遍ということであるが、今度条例の文言も都に合わせて変えたところと解釈してよいのか。例えば何か所にも出てくる「車椅子」が平仮名で逆に読みやすかったのが皆漢字になってしまっている。こういうのは市独自で変えるのか、東京都の概念としてそうなったのか、その辺を確かめたいと思う。

**○檜島道路交通課長** 文言の整理については、市の中で読みやすい形に変えたところがあるが、基本的には都に準じた形で文言の整理をしている。だから、今「椅子」と言われたところであるが、漢字に直して都に準拠した形である。

**○横堀下水道課長** お時間をいただいた下水道条例の占用料全体に占める額であるが大体140万円である。だから、今回ふえるのが約14万3,000円で、1割ぐらいとなる。

**○渡辺委員長** ほかに質疑はあるか。しらた委員。

**○しらた委員** 31ページの下、改正後が青いところ、ブル

一にラインマーカーしてある。下のものについて内径を75ミリメートルとし、勾配を100分の3以上にすることができる。改正前がやはり内径が75ミリメートル、勾配100分の3以上とすることができる。これ何がどう違うのか。これ実際にどういうところで改正前と改正後の変わりが出てくるのか。

○横堀下水道課長 表記の仕方を少し変えたところであり、中身自体は変わらない。表現の仕方であると解釈いただければと思う。

○しらた委員 表現を変えただけであり、75パイのときは勾配が100分の3で、中身は実際何も変わっていないというところで理解してよろしいか。

○横堀下水道課長 そのとおりである。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより第106号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第106号議案多摩市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○渡辺委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

これより第107号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第107号議案多摩市立公園条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○渡辺委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

これより第108号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第108号議案多摩市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○渡辺委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第6、所管事務調査、地域公共交通についてを議題とする。

本件は継続案件である。

本委員会では、地域公共交通の運行の主体を担う事業者における事業の収益性や運転手の確保が課題と捉え、これらの課題の解決策を模索するため10月15・16日に先進市である愛知県豊明市、岐阜県岐阜市に伺った。豊明市では地域の公共交通不便解消に向けたデマンド型交通「チョイソコとよあげ」の取り組みについて伺い、民間企業と行政が協力したビジネスモデルや高齢者の外出促進の手法等について学んだ。また、岐阜市では、レベル4自動運転を目指して運行されている「GIFU HEART BUS」の取り組みについて伺い、運行体制やインフラの整備状況、市民認知度を含めた社会受容性の向上といった施策について学んだ。

今後これらの視察の中で得た知見の整理等を中心に来年3月の最終報告に向けて調査研究を進めていくことでご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 ご異議なしと認める。

最後に、議会運営委員会ですら所管事務調査については毎定例会で進捗状況を報告することが確認されているので、今定例会最終日に報告をする。報告の内容については委員長に一任いただきたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

また、本所管事務調査については閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 ご異議なしと認める。閉会中の継続調査を申し出ることとする。

日程第7、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これ

にご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

この際、暫時休憩する。

午前11時21分休憩

(協議会)

午前11時21分開議

○渡辺委員長 ここで協議会に切り替える。

それでは、協議会1、多摩センターわくわくプロジェクトの進捗状況(報告)について市側の説明を求める。

○佐藤都市整備部長 それでは、協議会案件をよろしく願います。1番から13番の多摩市の公共交通に関する意見交換までが都市整備部所管となる。順番に担当課長よりご説明させていただくのでよろしく願います。

○松本都市計画課長 では、協議会案件1番、多摩センターわくわくプロジェクトの進捗状況の報告についてご説明させていただく。資料は総務常任委員会でもご報告させていただいているので、総務常任委員会のフォルダをお開きいただけるか。こちらの協議会の17番の資料が対象となるので、17番の資料をお開きいただきたいと思う。

それでは、多摩センターわくわくプロジェクトについての定例的な報告であるが、本日は9月議会以降の動きと今後の予定となる。

まずは2番の令和6年度の取り組みについてのご報告である。大きく多摩センター地区まちのビジョン、9月の社会実験の報告、多摩センターのエリア価値の向上に向けた推進、多摩中央公園の取り組み、遊歩道の安全な通行のあり方の5点となる。

まずは多摩センター地区のまちのビジョン/まちづくり方針策定状況についてである。ここでは今後の多摩センター駅周辺のまちづくりの方向性を示すまちのビジョン、まちづくり方針、都市再生整備計画の3点であるが、まちのビジョンについては令和4年度から社会実験を踏まえてまちのあり方の未来図を示すものとして、令和7年3月に策定を予定しているものである。まちづくり方針については、都の戦略や方針等を踏まえ、10年から20年の中期の基盤整備と改修に向けた基本的な方向性を示す方針として、同じく令和7年3月末策定を予定している。今ご説明させていただいた2点については、別ファイルに資料として構成案をお示しさせていただいてい

るので、後ほどご確認いただけたらと思う。

3点目であるが、都市再生整備計画については、令和7年度から9年度までをまちなかウォークラブル推進事業として、官民連携で居心地のよい滞在空間の創出を目指し、社会実験を重ねながら、ハード整備や制度構築を目指していくものとなる。

なお、この3点については、いずれも年度末の策定に向けて進めているところであるが、東京都が「(仮称)多摩ニュータウンの新たな再生方針」の先行プロジェクトとして掲げた多摩センター駅周辺再構築にも大きく関わることから、取り組みの方向性について東京都と調整を行いながら整理を進めている状況となっている。

次のページに移っていただいて、(2)の9月に実施した社会実験のご報告である。商業施設の壁面を活用したプロ野球公式戦のパブリックビューイングと植栽ますを使ったもので、日常的なにぎわい創出や、民間施設、公共空間が連携した活性化をテーマとして実施した。日常のにぎわいをという観点で実施するに当たって、無理のない取り組みやすい感を参加者、企業で共有できたところである。また、商業施設テナントが店舗から外に出て活用していく具体的な提案が出てくるなど、今までにない反応が得られたというところがある。

次のページ、右側であるが、多摩センターエリアの価値の向上に向けての現在の状況報告である。多摩センターエリアの価値向上を目的として多摩中央公園多摩センター連携協議会と多摩センター地区連絡協議会がハロウィンなどのイベントで連携しており、それを進めていくこととなっている。多摩ラボで進めてきた地域の活動主体の窓口の今後の役割は、クリエイティブキャンパス企画室とともに検討していく。両団体、地域企業、地域の活動主体、行政が連携しながら多摩センター地域の価値向上に向けて取り組んでいく。

続いて(4)の多摩中央公園の取り組みである。「ハロウィン in 多摩センター2024」と合わせた連携イベントや「本のまち祭り」など、施設間の連携促進や地域活性化に寄与するイベントを実施した。来年の4月のオープンに向けて、引き続きこうしたイベントを通じた面的な活性化のほか、発信や情報集約の手法を検討していく。先ほども触れたクリエイティブキャンパス企画室は、まちのインフォメーションセンターとして機能するほか、市民活動の支援、人材の掘り起こしも行っていく。

最後に、(5)遊歩道の安全な通行のあり方の報告である。3月に行った社会実験の結果に基づき、11月9日にレン

ガ坂における暫定整備について市民を対象に説明会を開催した。参加者からは、現状のままでは困る、選択肢を幅広く検討すべき、あとは夏暑いので木陰が欲しいなどのご意見をいただいている。ご意見、ご要望については、レンガ坂周辺の通行状況や改修工事を行った経緯などを説明して、対応できないことなどについてのご理解や暫定整備を進めていくことへのご理解をいただいたものと捉えている。

今後の対応については、次のページになるが、安全面から図でお示した矢印と自転車のナビマークを5か所ほど設置する暫定整備を、年度内を目途に進めていく。また、暫定整備の実施に当たっては、事前周知を行うとともに、マナー啓発の検討も併せて行っていく。

3、今後についてである。多摩中央公園は4月5日リニューアルオープンを予定しており、式典に併せてパークライフショーを開催するとともに、エリアの活性化につながるよう連携協議会で準備に取り組んでいる。エリア価値の向上に向けては、連携協議会と地区協を中心イベントから具体的な取り組みを進め、使い手のニーズを踏まえながら、ハード整備や制度検討を進めていく。まちづくりの方針の策定に向けては都の戦略や方針等に基づき、新たに多摩センター駅周辺の再構築方針（案）の検討が進められている。ここでは多摩センター立地企業を含めた会議も予定されていることから、これを踏まえて以下のスケジュールで進めていくところである。なお、都の取り組みとの整合性も取りながら進めていく必要があることから、都の取り組み状況によっては、このスケジュールも若干の変更が考えられるかと思っている。多摩センターわくわくプロジェクトのご報告は以上となる。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。しらた委員。

○しらた委員 大分にぎわって、最初はいろいろ行ってみたいと思っている。それで、キッチンカー等いろいろ出ているが、環境面の配慮というか、ごみ対策はどのように考えているのか。

○松本都市計画課長 この社会実験は関係企業と一緒に取り組みながら進めているが、出たごみについては、基本的に自分が出したごみは自分たちで持って帰っていただくような対応をお願いしているところであるが、最終的に日々終わった後にごみの置き残しがないか確認しながら撤収等を行っている状況である。

○しらた委員 終わった後少しごみが多いような感じが

した。そういうことで、リサイクルをする等、環境に取り組む何か一つきっかけのようなものがあつたら、また多摩市でパブリックビューイング等電気をたくさん使えばCO<sub>2</sub>の排出量もふえてしまうのではないのかと思うので、その辺何か一工夫があつたら、せっかく実験の状態であるので、お願いしたいと思う。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

次に、協議会2番、次期多摩市都市計画マスタープランの素案について、市側の説明を求める。

○松本都市計画課長 では、案件2、次期多摩市都市計画マスタープランの素案についてである。こちらは生活環境常任委員会のフォルダに行ってください、協議会2の資料をお開きいただきたいと思います。

次期多摩市都市計画マスタープランの素案についてのご説明であるが、本日は前回の生活環境常任委員会の報告以降の検討の経緯、今後の予定等のご報告をさせていただくものである。

1ページ目、2の検討の経緯をご覧いただきたいと思う。ナンバー8の項目以降にお示ししているが、前回の協議会以降、庁内や関係機関との事前調整を踏まえ、次期多摩市都市計画マスタープランの素案を作成し、説明会を2回、また現在パブリックコメントを実施中である。

続いて3、説明会の実施概要となる。説明会を令和6年11月26日にベルブ永山の消費生活センターで行い、11月30日には市役所の東庁舎会議室で実施ということで、2回実施している。両日とも参加者は8名ずつであった。

2ページ目に主な意見をお示しさせていただいているが、すべてお見せすることは割愛させていただきたいと思うが、主にこのような意見があつたということで少しだけご報告させていただきたいと思う。地域拠点についてどのように設定したのかといったご意見をいただいたので、ニュータウン区域では主に近隣センター、既成市街地ではコミュニティセンターを地域拠点として位置づけていくことを説明した。また、計画の目標年度を2040年度としているが、どのように定量的に評価しまちづくりを進めていくのかといったご意見に対して、都市計画を定量的に評価することはなかなか難しいため、今後進めていきたいまちづくりの具体的な施策と着手目標を、「主な施策の内容と着手目標」として示したことをご説明させていただいた。このほかに、拠点別方針の南多摩

尾根幹線沿道の方針で、「にぎわいと雇用の創出の場を実現する産業・業務・商業機能などの誘導」とあり、周辺住民が期待している。最近では南多摩尾根幹線の整備も進んでまちに変化が起きているが、現在の検討状況を教えてほしいといったご意見をいただいたので、本計画では対象となる場所を土地利用の方針図で広域型複合地として示させていただいて、新たな土地利用を進める場所として位置づけるといったことをご説明させていただいた。次期多摩市都市計画マスタープランの素案説明会の資料については、多摩市公式ホームページに掲載させていただいているのでご確認いただけたら幸いである。

最後に、今後のスケジュールであるが、令和7年2月上旬に第12回多摩市都市計画に関する基本的な方針改定特別委員会を実施し、その後2月下旬の都市計画審議会に付議した上で3月末策定を予定している。簡単であるが、説明は以上である。

**○渡辺委員長** 市側の説明は終わった。質疑はあるか。石山委員。

**○石山委員** 今パブリックコメント募集中ということがあったと思うが、今現在来ている件数と、このパブリックコメント募集の告知方法はどのような形だったのかをご説明いただきたいと思う。

**○松本都市計画課長** パブリックコメントの実施については、市公式ホームページでご案内させていただいた。また、自治会にこういうことをやっているというご案内をさせていただいていたので、それについては市民説明会でもご案内したところ、数人の方に参加いただいたところである。また、パブリックコメントの意見件数であるが、今のところ5件入ってきているということである。

**○石山委員** パブリックコメントを集めるに当たってどのくらい集めたいという目標値があったりするのか。

**○松本都市計画課長** 件数として具体的な目標数値は決めていないが、できるだけ多くの方からご意見をいただきたいということがあった。自治会の方々に個別にご案内させていただいたのも、今こういうことをやっているということを知っていただきたいということがあった。そのようなことから、実際にワークショップに参加していただいた方にもご案内をさせていただき、市民説明会にも数名ご参加いただいて、またご意見をいただけるかと思っているところである。

**○石山委員** 今5件集まっているということだったと思うが、個人的には少し少ないかと思う。今までの市公式ホームページに掲載して募集するという形だと集まりにく

い可能性があると思うので、今後その募集の仕方は考えていったほうがよいかもしれないということだけお伝えして、質問は終わりたいと思う。

**○渡辺委員長** ほかに質疑はあるか。しらた委員。

**○しらた委員** 「南多摩尾根幹線の整備も進み」と書いてあるが、今後の予定というか、今少し気になっているところは給食センター、一般質問でも給食センターのことが質問されて、いろいろ答弁を聞いていると、あそここの場所ですまくやるような感じである。旧南永山小学校、元は仮の消防署が建っていたところなどは、あの辺で何をするという計画があるのか。その辺はどのようになっているのかお聞きする。

**○内田ニュータウン再生担当課長** 今、南多摩尾根幹線の沿道、諏訪・永山のちょうど北側の沿道は、東からいくと東京都の都営住宅が建っている。そこは建て替えに伴って創出用地となる予定となっている。さらに西側に行くと、UR都市機構の永山団地についても再生の検討をしており、将来的にはそこが創出地になるだろう。その西側に市有地の旧南永山小学校がある。こういったところを土地利用転換の対象として今検討しているところであり、昨年度プラットフォームを立ち上げ、登録事業者が14社ほどある。登録していただいている方についてはホームページに載っている。こういった方々に今ヒアリングをしているところであり、こういった機能が導入できるか提案をいただいているところである。都市計画マスタープランは今年度末に変更になるが、その後都市計画で用途や地域計画を変更して産業・業務、商業が誘致できるようにと考えている。この変更については、尾根幹線の4車線化整備や団地再生に合わせて転換していくことを考えており、今尾根幹線の本線整備については事業認可上令和7年度末に多摩市の区域が完了すると伺っているので、こういったところを踏まえて土地利用転換については検討を進めていきたいと考えている。

**○しらた委員** まだはっきり何かは決まらないところだと思う。その間に給食センターをあそこですまく建て替えるようになるかと思うが、大変難しい建て替えのような感じがしたので、どこか空き地があれば、それとうまく交換できたらよい。給食センターを待っていられるかという、その辺は話し合いで急ぐ形であるから、この間のご答弁にあったような建て替えの方法をするのかと思った。尾根幹線も多摩ニュータウンができてずっと53年間何もできてこなかったところで、一日でも早く、物価高騰でこれからどんどん工事費が上がる前にしない

とまた先送りされてしまうのではないかと私は心配しているのです、よろしく願います。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。橋本委員。

○橋本委員 26日までパブリックコメントをされているが、そうすると特別委員会が2月上旬で、2月19日が都市計画審議会だと思うが、パブリックコメントがあると必ず市の考え方が、今日もこの資料にあるように一覧表で出される。そういうものはいつ頃までにまとめられて私たち議員も含め見えるようになるのかと、意見交換会で出されたものとパブリックコメントで出てくるご意見は同列に考えていくのか、その辺についてお答え願う。

○松本都市計画課長 締切りが12月26日までとなっているので、集まり次第それに対する市の考え方を整理させていただいて、特別委員会に2月上旬にかけるときには市としてどのような方向性で対応するのか、考えているのかをお示ししたいと思っている。流れるにはそのような形になるかと思っているので、ご理解いただけたらと思う。

○橋本委員 特別委員会に出される資料は、特別委員会の委員は見ることができるが、私たち議員が知るチャンスというか、市はパブリックコメントに対して市の見解をきちんと載せられるから、あれは非常にも参考になるが、この辺のところの公開はどうなるのか。

○松本都市計画課長 特別委員会は傍聴可能となっているので、そのときにまずはご確認いただくことが可能であるし、特別委員会終了後早い段階で資料を市公式ホームページに掲載させていただくような対応をさせていただく。

○橋本委員 パブリックコメントは形式的なものではなく、ここに出てきた意見が時としては特別委員会に反映されたり、最後都市計画審議会でもこういう配慮が必要ではないかという形になること自体がパブコメの役割であるし意見交換会の役割で、出てもこのように考えているとただ画一的にご返事いただいたものが載っているだけではなくやはり生かさないと、今年度に決めるというのは大変もったいないことでもあると思うので、ぜひこの意見交換会やパブリックコメントで出たものを尊重していただくという意味でも、きちんとわかりやすく、それが委員の皆さんにも示されるようにということだけ申し上げておきたいと思う。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認め本件については、これで終わる。

続いて、協議会3、特定生産緑地の指定について、市

側の説明を求める。

○松本都市計画課長 では、案件の3番目、特定生産緑地の指定についてご説明させていただく。こちらは12月11日の総務常任委員会協議会でもご報告させていただいている案件である。総務常任委員会のフォルダの協議会の18番の資料をお開きいただきたいと思う。

では、1ページ目の特定生産緑地の指定についてをご覧願う。生産緑地であるが、都市計画決定したことを告示した日から30年経過すると買い取り申し出を行うことができるようになるので、市街化区域の貴重な緑が失われる可能性が大きくなるのを防ぐということで、この特定生産緑地という制度ができているところである。

2番の令和6年度に特定生産緑地に指定する生産緑地についてをご覧願う。この下の表の白枠で囲った部分の白丸のところを対象で、平成7年度、平成8年度指定のものを受け付けたということで、対象者は1名のみで、その1名の方から申請を受けたところである。

これまでの経過については、3、令和6年度指定に係るこれまでの経緯についてのとおりである。

続いて2ページ目の4、令和6年度の特定生産緑地の指定についてを見ていただきたいと思う。申請のあった生産緑地は0.006ヘクタールであった。結果、累計22.1ヘクタールとなり、本年度までに申請済みの割合が93%で、93%の指定が終了しているところである。

続いて(2)特定生産緑地に指定した生産緑地であるが、今回申請のあった1件の生産緑地の指定要件を確認した結果、特定生産緑地に指定させていただいたところであるが、特定生産緑地すべての指定の面積、位置及び区域は4ページ以降にお示しさせていただいている。そのうち特定生産緑地の指定及び解除の一覧表の2ページ目の108番が対象となっている。108番の格子状の四角いパッチング、縦格子のところを対象となっている。

もとに戻っていただいて、資料の2ページ目、今後の予定であるが、平成8年度指定の対象1件が既に申請済みということで、現存する生産緑地地区は、平成9年度から平成13年度に指定されたものがないことから、令和12年度指定は、平成14年に指定された生産緑地地区と平成4年度に指定した生産緑地地区のうち、既に特定生産緑地に指定されているものの2回目の指定が対象となっているところである。ということで、しばらく対象となるものがないような状況である。簡単であるが説明は以上である。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会4、生産緑地地区の都市計画変更について、市側の説明を求める。

○松本都市計画課長 では、4番目、生産緑地地区の都市計画変更についてである。こちらは生活環境常任委員会のフォルダに戻っていただき、協議会4の資料をお開きいただきたいと思う。こちらについても例年ご報告させていただいている生産緑地に関する都市計画変更についてご報告させていただくものである。

1ページ目の(1)生産緑地地区の地区数及び面積をご覧いただきたいと思うが、126地区から125地区に減り、23.90ヘクタールから23.80ヘクタールとなったところである。

次に、削除を行う位置をご覧いただきたいが、153番の全部削除が1件あったところである。資料の2ページ目をご覧いただきたいと思うが、こちらの黒塗りされている部分が削除箇所となっている。削除理由は、生産緑地の指定から30年経過したことによる買い取り申し出が理由である。

同じく1ページ目、(4)面積精査を行う位置というところは、位置図をご覧いただきたいと思うが、今年度は特に地籍調査による面積精査という形のものはない。このことについて令和6年10月15日の都市計画審議会で審議していただき、12月6日に告示済みとなっている。説明は以上である。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会5、多摩都市計画道路3・3・10号稲城多摩線都市計画変更について、市側の説明を求める。

○松本都市計画課長 協議会5番、多摩都市計画道路3・3・10号稲城多摩線都市計画変更についてである。本件は、令和6年10月10日に東京都が告示した多摩都市計画道路についてご報告するものである。

変更された2項目の概要についてご説明させていただく。まず1点目であるが、昭和39年に当初決定された隅切り形状について、現状の状況において必要性が低いと東京都が判断した5か所について削除を行うものである。多摩市域は、稲城市との市境にある1か所が対象とされたが、ここは在日米軍のサービス補助施設の北側に位置

し、現道もなく、削除による市民生活への影響はないと考えている。2点目は、車線の数の決定である。平成23年都市計画法の改正により今回隅切り部の形状変更を行うに当たり、車線数の設定が必要となったことから、現況を鑑みた車線数で設定されるものであり、実態上の変更はなかったものである。このことについて、令和6年5月9日、東京都から都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づく意見照会があった。当市では、多摩市街づくり条例第34条第5項の規定に基づいて多摩市都市計画審議会の意見を聞き、令和6年8月5日に計画案のとおり了承する旨を回答している。また、本計画変更によって新たに事業化がされる予定はないと確認している。説明は以上である。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会6、聖蹟桜ヶ丘北地区土地区画整理事業地内の開発事業の完了について、市側の説明を求める。

○水野街づくり担当課長 それでは、協議会資料6をご覧願う。聖蹟桜ヶ丘北地区土地区画整理事業地内の開発事業の完了について。令和2年8月よりA敷地から工事着工し開発が進められてきた本事業について、令和6年11月にC敷地の工事竣工を迎え、敷地全体の開発事業が完了したのでご報告する。

まず経緯等である。多摩市聖蹟桜ヶ丘北地区土地区画整理事業を民間個人施行による土地区画整理事業として平成29年に開始、土地のかさ上げや造成、区画道路の新設、拡張、道路整備、せいせき公園等の土地基盤整備を進め、令和3年2月に完了した。東側のA敷地では、計画戸数520戸、高さ約112メートル、地上33階建てのタワーマンションが令和2年8月に着工し令和4年10月に竣工した。中央のB敷地で令和4年5月に着工した地上3階建ての商業業務施設は、令和5年の6月に工事が完了した。商業業務施設は9月以降順次開業し、令和6年2月に事業者がオープニングセレモニーを挙行了した。併せて多摩川の親水軸の形成とアクセスの改善を目的とした立体横断施設も令和6年2月から供用が開始された。また、翌月の3月には京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンターC館駐車場からの接続動線も整備された。西側のC敷地では、令和4年7月に着工した計画戸数253戸、高さ約57メートル、地上17階建ての分譲マンションが令和6年11月に竣工した。明年令和7年1月下旬より入居開始の

予定である。

最後にまとめとして、土地区画整理事業として平成29年に開始して以来、本事業は約8年間という歳月をかけて今年令和6年に完了を迎えた。多摩市の玄関口にふさわしく府中方面から多摩川を渡る関戸橋、京王線多摩川橋、府中四ツ谷橋から目に入る光景は堂々たるたたずまいで、シンボリックな景観を示している。ぜひ一度現地にも足を運びいただき、その空気を感じていただければと思う。本事業完了に当たり、この場をお借りしてご尽力いただいた地権者の方々、また関係者の皆様方に厚く御礼申し上げます。報告は以上である。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

この際、協議会を暫時休憩する。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

○渡辺委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

続いて協議会7、メタセコイア通りの街路樹基本剪定について、市側の説明を求める。

○檜島道路交通課長 それでは7番、メタセコイア通りの街路樹基本剪定についてをご報告する。資料をご覧願う。本年度、メタセコイアの剪定を行うに当たり、まず資料の1番目のところ、現状についてであるが、メタセコイア通りの並木は約650メートルの路線となっており、現状で定期的に剪定が行われていない状況であり、樹高が30メートルを超える樹木も発生してきている。現在道路上でも様々な問題、例えば根上がりや枯れ葉による集水ますの詰まり、根が下水道管に浸入する根詰まり、信号機が見えないことなどが発生している。ここ数年では民有地内にも影響を及ぼす苦情が寄せられているので、このたび基本剪定の業務を発注したいと思っている。

下側へ行って、(1)対象路線についてであるが、左側の位置図のとおり赤色線がメタセコイア通りで、緑の矢印でお示しした範囲、南鶴牧小学校東側から鶴牧中学校の東側角の交差点までの区間について、両側歩道の62本の剪定を行う予定である。この区間では特に路線の北側にある集合住宅への影響が顕著な部分である。

(2)市民からの主な要望事項であるが、根上りを解消してほしいといったご意見、強風時に窓ガラスに接触する、5階建ての集合住宅の雨樋に落ち葉が詰まるので今

後は清掃費用を負担してほしい、こういったご意見が寄せられている状況である。左下の写真は集合住宅の屋根から撮った写真であるが、建物が20メートルに対してメタセコイアが30メートル近くまで伸びている。右側の写真については、地上部の暗がりが発生している様子である。

2ページ目に乗って、メタセコイアの基本剪定についての(1)の概要のところであるが、今年度実施する対象本数は62本としており、全部で114本あるうちの残りの54本については令和7年度に実施する予定である。樹高については、現状で18メートル～30メートルあるものを15メートル～20メートル程度にまで剪定したいと考えている。

(2)の剪定の方針としては、集合住宅への影響をなくすことと、枯れを防ぐための大幅な剪定はしないこと、並木としての統一美を保つこととしており、下げる高さについては受注した造園業者と相談しながら進めていきたいと考えている。

(3)の剪定のイメージであるが、中央の剪定イメージのように三角形の樹形を保つように剪定し、右側にあるようなブリンのような形状にはしないようにしたいと考えている。

(4)の今後のスケジュールであるが、12月17日を契約予定としており、年内は剪定の事前周知を行い、年明けの1月から3月にかけて剪定を行う予定である。説明は以上となる。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。橋本委員。

○橋本委員 植えられてから今までこのような大型の剪定をしたことはあるのかどうか、今後何年くらいたったらまたこういうことが生じると考えているのか。

○檜島道路交通課長 全体の剪定というのは今までやったことはないところであるが、部分的には10年から20年の間に1回ぐらいはやっているような状況である。今後、おおむね30メートルを超えるようになるとなかなか手入れが難しくなるので、その範囲内で収まる範囲で剪定作業は5年に一度から10年に一度程度は進めていったほうがよいと考えている。

○橋本委員 今回やる60何本で概算としてどのくらいかかるのか。

○檜島道路交通課長 今回約2,300万円で発注する予定である。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。しらた委員。

○しらた委員 歩道の根上りが発生しているというこ

とであるが、枝ぶりのほうはすかして少し短くできると思うが、根上がりはどのように対策を取っていくのか。

**○檜島道路交通課長** 根上がりは舗装を剥いで一気に切っていくしかないのですが、それは今回の工事の中には入っていないが、その辺についてはひどくなってきた場所から順に所管課の工事等で発注をしている。

**○しらた委員** 少し大きくなってからでは予算も大変必要となることであるし、計画性を立てていかないと、生き物であるから枯れないようによろしく願います。

**○渡辺委員長** ほかに質疑はあるか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

**○渡辺委員長** 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会8、舗装補修工事について、市側の説明を求める。

**○檜島道路交通課長** 8番の舗装補修工事についてである。本件については債務負担行為、いわゆるゼロ市債工事である。ゼロ市債工事については、工事の平準化、品質確保、担い手となる市内業者の育成と確保といったことを目的に、次年度の早期に実施して不調・不落の防止を行っていくという内容のものである。

番号順に場所等のご説明をしている。①市道2-3号幹線(和田中学通り)になるが、場所については高蔵院入り口付近から南側へ延長約90メートルである。こちら市民からの通報により選定をしている。

②市道6-78号線、唐木田1丁目地内であるが、ガーデンロードと呼ばれている生活道路の一部で、延長が約330メートルである。こちらも近隣住民からの苦情により、昨年度から引き続き行う路線である。

③市道5-2号幹線である。こちらは上之根大通りの一部で、豊ヶ丘小学校入り口交差点から北側のサンリオピューロランド東側付近である。延長が約140メートルである。こちらについては、多摩中央警察署から区画線溶着が困難であるとの指摘を受け、補修を行うものである。

④が市道2-173号線。乞田地内であるが、多摩第三小学校前交差点から愛宕の幹線道路へ抜ける生活道路の一部である。延長が約140メートルで、こちら市民からの通報により選定している。

⑤については、市道1-184号線。桜ヶ丘1丁目地内で、いろは坂頂上付近から東側へ下る坂道で、生活道路の一部となっている。延長が約140メートルで、こちらについては職員のパトロールにより選定を行っている。説明は以上である。

**○渡辺委員長** 市側の説明は終わった。質疑はあるか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

**○渡辺委員長** 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会9、内閣府S I P移動支援モビリティの実証実験について、市側の説明を求める。

**○堀健幸まちづくり担当部長** 協議会事項9番、内閣府S I P移動支援モビリティの実証実験についてご説明させていただきます。

初めに資料の場所であるが、大変恐縮であるが総務常任委員会の定例第4回の協議会1の資料が2点あるので、お手数であるが、そちらをご覧くださいと思う。

内閣府S I Pというのは戦略的イノベーション創造プログラム事業というものであり、総合科学技術イノベーション会議によりSociety 5.0の実現に向けた社会的課題の解決や日本経済産業競争力にとって重要な課題を設定し、研究事業を採択しているものとなっている。この中で、多摩市も加入しているスマートウェルネスシティの協議会も取りまとめておられる筑波大学の久野譜也教授の「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」という研究が令和5年度より採択されている。

カラーの資料をご覧くださいと思う。こちらが久野先生がやっておられる「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」の全体像となっており、この中でいろいろな社会課題を解決するための研究がされることとなっている。この中のサブ課題として、サブ課題Dのところであるが、障がい者・高齢者の生きがい向上策を掲げており、今回、久留米工業大学の東教授が研究責任者となっている移動の課題を克服し高齢者や障がい者の自立を促進する外出支援サービスの開発の実証実験について、そのフィールドとして多摩市も協力させていただくこととした。

縦長の資料もご覧くださいと思うが、具体的にこの研究の中では、屋外の移動が難しくなってきた、フレイルが始まったような方になると思うが、高齢者・障がい者に対し、小型自動走行モビリティと声かけロボット、汎用予測などの先進技術で、自宅から400~500メートル程度の周辺への外出を促し、地域、人とつながる機会をふやすようなサービスを実施するための技術開発と、それを用いたサービスの実証を目指している。

本日、動画と画像の準備が間に合わず大変申しわけないが、具体的にはかわいい雪だるまのような手乗りサイズの声かけロボットがご自宅で、たま広報の情報や近隣

のイベントなどを紹介してくれて外出促進を図りながら、それをもとにぜひ行ってみたいということになれば、アプリまたは電話で利用したい日時でモビリティを予約すると、その日時に近隣のモビリティステーションから最大2人乗りのモビリティが自宅の入り口まで自動走行で来てくれる。入り口で乗ったら、例えば近くのコミュニティセンターなど近隣の目的地まで自動走行で乗せていってくれ、目的地に到着したら一旦モビリティはステーションに戻る。また、用事が終わって同様にアプリまたは電話で呼ぶとモビリティが目的地のところまで来てくれて、今度はご自宅までお送りいただけるような仕組みになる。併せて、膀胱の尿量を測定して、一定量を超えると「そろそろおトイレどうですか」というような、もう少し柔らかい感じかと思うが、そういった形でお声がけをしてくれるような技術を利用することで、トイレの不安を解消する手助けをしてくれる仕組みも取り入れる予定と聞いている。

多摩市は都内でも高齢化率が比較的高く、本市の地形は勾配があるなど高齢者や障がい者においても移動の課題が少なからずあるというところで、今回の研究開発において、特に本市の市域の6割を占めるニュータウン地域で当該サービスの実証を行うことがS I P側、多摩市側共に有意義ではないかと感じているところである。

今年度については、まず来年2月22日に、市内で「住み慣れたまちで暮らし続けることを支えるために」をテーマとしたシンポジウムを実施する予定になっている。また、2月中・下旬の同時期に実際にこの乗り物小型自動走行モビリティについて、この乗り物は現在まだ開発中であるので、実際に動くかどうかの実証を永山地区で、現時点では永山南公園あたりで実施することを予定している。議員の皆様にも関係者として試乗できる機会を設けたいと考えているので、こちらは詳細決まったらまたご案内できればと思っている。その後来年度後半には、エリアはまだ決まっていないが、市内のどこかエリアを決めて、サービス全体の実証がなるべくできるように引き続き検討していく予定である。

多摩市としても、少子高齢化が進んでいく中で、多世代の多様な生き方が実現できるよう健幸まちづくりを進めているので、その一環として今回この内閣府のS I P事業へも協力していければと思っている。説明としては以上である。

**○渡辺委員長** 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○渡辺委員長** 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会10、多摩都市モノレール株式会社に対する経営支援について、市側の説明を求める。

**○田中交通対策担当課長** それでは、資料については総務常任委員会の協議会資料11をご覧ください。多摩都市モノレール株式会社に対する経営支援についてということで、多摩都市モノレール株式会社から沿線5市、八王子市、立川市、日野市、東大和市、多摩市に対して経営支援の要請が9月にあった。その後具体的な協議を行い、経営支援を行うことで多摩都市モノレール株式会社と沿線5市で合意したので、11月に覚書を締結した次第である。その経緯について、この後ご説明させていただく。

まず多摩都市モノレール株式会社の現在の経営状況についてご説明させていただく。(1)の①の部分である。新型コロナウイルス感染症の影響で運輸収入が非常に減少した。約2年間で50億円ほどの資金残高を食い潰してしまうような事態になった。また、その後のテレワークやオンラインでの交流が加速・定着したことで、乗車人員そのものがコロナ禍前の水準に戻っていないところである。特に定期券を購入いただいていた通勤客の中で顕著な状況が引き続き続いているような状況である。③今後の見通しについても、総人口が減少していく中では緩やかに減少していくことが見込まれている状況である。また、開業から25年間経過しており、通信設備や電気設備、車両等の大規模更新が必要な時期が到来しているところである。今後の見通しであるが、このままだと令和17年には単年度赤字に転落し、令和26年には累積損益の赤字に転落する見通しが出ているような状況である。そういった中で今回の支援要請があったところである。

そういったことを市としてどのように捉えるかということでは、多摩都市モノレールは多摩地域の南北交通を支える重要な公共交通機関であると捉えている。そういった原点に立ち、各市共同歩調で今回支援に当たりたいと考えている。一方で、会社側にはより一層の経営努力を要請するというところで、現在の試算では年約6億円の経営努力を行っていただくことを確認しているところである。

これまでも経営支援を行ってきたが、その経緯をまとめさせていただいたのが2番である。2の(1)固定資産税等の減免についてである。平成13年度の多摩センター駅までの開業から令和2年度まで固定資産税及び都市計画税の2分の1相当の減免を行ってきた。その後黒字化が

見えてきたところもあり、一旦この減免は終えていたところである。(2)貸し付けについてである。平成11年度から平成15年度までの間各市15億円を貸し付けてあった。この2点の経営支援をこれまで行ってきたものである。

そういったところを踏まえて、今回の経営支援の内容をこちらに記載させていただいている。沿線5市それぞれが令和7年度から令和16年度までの10年間固定資産税及び都市計画税の2分の1相当を減免していくことで合意している。具体的には規則を改正し、その中で減免するという形になる。また、東京都では、車両の更新の2分の1補助として約112億円、また現在の貸付金の残高99億円の返済の繰り延べを実施する予定になっている。こういった経営支援を行うことでの効果が(3)であるが、令和19年度以降に先ほど申し上げたように大規模更新があるので一時的には単年度赤字転落するものの、その赤字幅は現在の見通しよりは少なくなるものである。また、累積の損益は黒字を維持できる見込みとなっている。

なお、過去に行った15億円の貸し付けについては、その利子についてお支払いいただくことでこのたび合意した。元本については、令和4年度からご返済いただいており、その返済が終わった令和19年度、またその翌年の20年度に分けてお支払いいただくことで合意する見込みとなっている。説明は以上である。

**○渡辺委員長** 市側の説明は終わった。質疑はあるか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

**○渡辺委員長** 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会11、「多摩市シェアサイクル事業」事業者募集の選定結果について、市側の説明を求める。

**○田中交通対策担当課長** それでは、生活環境常任委員会のフォルダにお戻りいただいて、資料をご覧ください。「多摩市シェアサイクル事業」の事業者を選定したので、その結果についてご報告させていただくものである。

今回の事業については、現在2年間のところで行っている実証実験を本格実施するものである。

期間については、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間ということで公募している。

最終的に選定した事業者については、現事業者のOpenStreet株式会社という形になった。次順位のものとしては株式会社Lup、この2社に応募いただいたものである。

提案者の評価点については、記載させていただいたところであるが、基本的には現在お持ちのシステムという

ところでは大きく変わるものではないので、実際多摩市でご利用いただく市民の方の利用料金、市に納付していただく納付金で点差が開いたところである。また、本件は民間提案制度で提案されたものが今回の事業につながっているところがあるので、その制度の中で認めていた5%の加点がもともとの提案者であるOpenStreet株式会社についてのものである。点数については記載のとおりである。

こういった形で今回選定させていただき、今後3年間続けていく見込みである。説明は以上である。

**○渡辺委員長** 市側の説明は終わった。質疑はあるか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

**○渡辺委員長** 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、協議会12、自動運転バスの実証実験について、市側の説明を求める。

**○田中交通対策担当課長** 引き続き自動運転バスの実証実験についてご説明させていただく。事前にチラシをサイドブックスに上げさせていただいていた。明日から実際の試乗が市民向けに行われるところである。

概要についてご説明させていただく。この実験については、東京都で行う実験であり、杉並区、多摩市、瑞穂町の都内3地区で行う。自動運転のレベルについてはレベル2で、運転手搭乗型になる。多摩市では、落合・南野地区の実際の路線バスルートで実施するものである。

実施体制については記載のとおりであるが、実際に京王バスさんが運行するという形で、これは他市で行われている実験とは少し趣が違うところである。多くの実験は無料で行うような関係もあり2種免許を持っていないどちらかという普通のドライバーの方がやるケースが多いが、今回は有償で市民の方も乗っていただくということで京王バスさんの実際の運行という形になっている。実際に各停留所にも止まるような形になるので、より実際の路線バスの運行に近いものをご覧いただけるものと考えている。

実証の目的について2のところに記載させていただいている。今回は1か月近く実際に走行している。そのうち4日間の日程で市民の方にも乗っていただくという形になる。全体の走行を通じて様々なデータを取り、自動で運行できなかった箇所、手動でドライバーの方が介入せざるを得なかった場所などでその要因を把握し、場合によっては何か別の機械設備を入れることで自動化できるかどうかといったことを検証するものである。また、

実際に市民の方に乗っていただくことでその社会受容性を図るとともに、その向上に努めていくものである。

運行日時は記載のとおりである。運行経路は既存のバス路線【多05】通称青木葉線というルートである。国土交通省への認可の関係上、「東福寺前」というバス停は本件ではスキップさせていただくような形である。車両については、チラシにも載せさせていただいているような車両、Minibusというもので、実際にはBYD社のJ6というEVの小型の「ポンチョ」と同等のサイズのものである。自動運転による走行速度の最高速度は時速35キロメートルという形になっている。今回の乗車料金については、200円から240円ということで通常のバス料金と同額となっている。支払い方法については、事前予約の完全予約制としている関係で、クレジットカードによる事前決済のみという形である。1便当たり13席、立ち乗り不可という形でやらせていただく。おおむね4日間の日程で728席あることになるが、先ほどの時点で残り2席ぐらいで、ほぼ埋まっている状況である。変動があるので、一時的には全て満車になっているような事態もあるかと考えている。非常に高い関心があると捉えている。予約方法については、記載のとおりである。「TAMAGO」という京王バスさんがお持ちのLINEアプリや東京都の特設サイトから直接アクセスいただいて事前申し込みという形を取っている。私の説明は以上である。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。岸田委員。

○岸田委員 この目的の社会受容性はどのように把握するのかと、今回実証実験をしたことについて何かしらフィードバックのようなものはいただけるのか。

○田中交通対策担当課長 まず社会受容性については、これは平たく言うと市民の方が自動の乗り物、えたいの知れない物が走っているのが怖いというのが、いわゆる自動運転に対する一般的な反応である。こういったものを徐々に解きほぐしていくのがこの実証運行の目的である。これは、アンケート等を取っていくことや時間をかけていくことで解消していくものである。最終的に何をもち判断するかというところでは、レベル4に達するときに警察から認可を取るが、警察からそれぞれの自治体の長に対して確認が入る。そこで、自治体の長として社会的にこれが受け入れられるかどうかの判断をするという形になっているので、それまでの市民の動向などをいろいろな形で把握していく。何か定量的なものがある

というものではない。

今回の実験のフィードバックという形では、実験のものは東京都であるが、東京都の実験としては、今後もレベル4に達するまで引き続き何らかの形で続けていきたいというのが基本的な東京都の姿勢である。今回の実験の結果は関係者の中でしっかり共有され、次年度以降そういったデータをどうやって生かしていくかを考えていきたいと考えている。

○岸田委員 東京都では、自動運転バスを実際に走らせるのはどういった計画で何年度ぐらいまでという予定が決まっているのか。もし決まっていたら教えてほしい。

○田中交通対策担当課長 具体的な年次について何か公表されているものはないが、おおむね複数年から四、五年ぐらいで何とかレベル4に持っていきたいというのが、これまでの関係者会議の中で共有されている事項である。

一方で、先ほどの社会受容性の問題もあるし、技術的な問題、コスト的な問題もあるので、その具体的なレベル4へ達する年度についてはなかなか見通しづらいところである。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会13、多摩市の「公共交通」に関する意見交換会について、市側の説明を求める。

○田中交通対策担当課長 それでは、引き続き多摩市の「公共交通」に関する意見交換会の実施状況についてご説明させていただく。多摩市では、令和6～7年度にかけて、多摩市交通マスタープランの改訂を進めているところである。令和6年度については、各種調査やデータ集計を行いながら、多摩市の中での地域公共交通や自転車交通の現状・課題を整理しているところである。来年度は、それらの検討結果を踏まえて、実際の方向性や取り組みを検討し、計画としてまとめていきたいところである。このたび、今後、各種アンケートを設計するために、ワークショップ形式での意見交換会を実施したところである。

実施状況についてご説明させていただく。1の表をご覧願う。永山地区で11月18日に行い、9名の方にご参加いただいた。聖蹟桜ヶ丘地区では22日の金曜日の夕方、7名の方にご参加いただいたところである。多摩センター・唐木田地区では、11月30日土曜日の朝10時から行い、4名の方にご参加いただいたところである。実際の広報

については、多摩市の公式ホームページやたま広報、そのほか地域公共交通会議にご参加いただいている団体の方々を通じてご参加をお願いしたところである。また、多摩市内の全てのバス車両にチラシを掲出するのをお願いをし、各社からご協力いただいたところである。今後、今回いただいたご意見を踏まえて各種アンケート調査を行っていく。アンケートの概要については下の表のとおりであるが、市民向けのアンケートとしては、無作為抽出で市民向け3,000人を行う。市民の日常的な移動の実態、公共交通の利用の状況といったものを把握していきたいと思っている。また、中・高生向けのアンケートということで、市立中学校や市内の高等学校向けに行い、若年層の公共交通の利用状況を今後の見通しも含めて把握したいと考えているところである。また、路線バスの利用者やミニバスの利用者向けにもアンケートを実施していく予定である。私の説明は以上である。

**○渡辺委員長** 市側の説明は終わった。質疑はあるか。橋本委員。

**○橋本委員** 私は永山のほうを見させていただいたが、その9人と聖蹟のほうの7人、年齢層や男女比等、そういうものも何らかの形で明らかにしていくのか。私が見たときにはちょうど中・高生とかふだんあまりこういうところにお見えにならない学生さんが活発にミニバスのあり方等いろいろ意見を出していて、ふだんの意見交換会とはまた違った雰囲気を感じたが、この下にもあるように市民アンケートとともに年代によってニーズも非常に違うのだなと感じたが、その辺のところは、こういう層にはこういう声があるというのがこれからのアンケートも含めて何らかの形でまとめられて明らかにされるのか。

**○田中交通対策担当課長** 具体的な意見をどのように実際の計画の中に入れていくか、今後アンケートも行いながら、今回いただいたご意見がどういったものなのかも改めて整理していく必要があると考えている。実際にはご参加いただいている方がかなり限られているという形もあるので、意見を出してしまうと少し議論をミスリードしてしまう可能性もあると考えている。一方で、こういった意見もあったというのはしっかり記録として残したいと考えている。

**○橋本委員** 確かにあのときにお見えになった人は、公共交通に特段興味のある学生さんが集中していて、そういう同好会の方が見えたので、ミニバスもこれほどよく知っている、バス路線や道路のこともあまりにもいろい

ろなことを知って過ぎて一般的な学生さんの声とは思えないところもあったので、その辺は平準化したものとして一つの参考になるが、あそこに10代の人たちが来てくれたということ自体が私にとってはとても感激だったが、交通担当者から何か直接の働きかけがあつてのことだったのか。

**○田中交通対策担当課長** 今回のきっかけとしては、今回の高校生は交通機関研究部という部活動の中で、研究対象として多摩市の公共交通を研究されていた。その中で市に意見を求められることがあり、そこからのつながりでコミュニケーションを取っていた中で、市で今回意見交換会を行うのでぜひお越しいただけないかとお声がけしたところ、快諾いただいたところである。

**○橋本委員** 私たちも公共交通を研究しているが、そういう部活でやっている人たちがいて、これは質問というより感想であるが、あの中で高齢者は愛宕交通がなくなると大変だという話まで出ているということは、一定そういう見方が高齢者だけではなく若者の目から見てもあるということで、とても役に立つ意見だと思った。今後何かそういうきっかけがあつて幅広い層の人の意見交換会になればよいと思っている。最後は感想になったが、以上である。

**○渡辺委員長** ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○渡辺委員長** 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会14、多摩市まち美化キャンペーンの実施状況について、市側の説明を求める。

**○小柳環境部長** 協議会14番から18番が環境部の案件になる。それぞれ担当の課長から説明をさせていただくのでよろしく願います。

**○佐藤環境政策課長** 協議会案件14番、多摩市まち美化キャンペーンの実施状況について報告をする。資料は協議会14をご覧ください。

まず1ページ目、令和6年度秋の実施結果である。①実施日時と場所について、実施日は10月24日木曜から日曜を除く10月28日月曜まで行った。なお、28日月曜は雨天で中止となった。また、今年度も土曜日は勾田川沿いを多摩センターから永山まで歩いて清掃活動を行った。

②参加状況である。ご覧のとおり秋のキャンペーンは191名の多くの市民の皆様にご参加いただいた。

2ページ目をご覧ください。③ごみの収集状況である。春のキャンペーンと比較すると、吸い殻は唐木田駅で減っ

ているもののほかの駅などでは同程度、可燃不燃については減っているという状況だった。

3ページから5ページは活動の様子を写真に収めたものである。

6ページをご覧ください。⑥ポイ捨て実態調査についてである。今回のキャンペーンでは、参加した市民の皆様にご協力いただき、なかなか減っていかない吸い殻のポイ捨て箇所を地図にシールで記録してもらった。なお、ここで写真に出ている地図に貼っているシールの色で多い少ないの違いはない。手持ちのシールを、市民が好きな色を使って貼っていただいた形になる。このシールを貼ってもらう取り組みは、これまで聖蹟桜ヶ丘駅で行ってきたが、この秋のキャンペーンから唐木田駅と多摩センター駅にも拡大して行うこととした。今後は、この情報をもとに職員が再度パトロールをし、繰り返しポイ捨てされている状況が確認できれば、看板やアルミのプレート等を活用してポイ捨ての注意喚起、啓発を進めていきたいと考えている。報告は以上である。

**○渡辺委員長** 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○渡辺委員長** 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会15、令和6年10月野生動物への対応について、市側の説明を求める。

**○佐藤環境政策課長** 協議会案件15番、令和6年10月の野生動物への対応について報告をする。資料は協議会15をご覧ください。野生動物について、10月は鹿と猿に対応した。期間中市の公式LINEや、公式X、そして公式ホームページ、さらに市民へのメール等で市民の皆様にご注意喚起をしていたので既にご存じの委員の方もおられるかと思うが、改めて説明をさせていただく。

10月に市内で鹿・猿の目撃情報が相次ぎ、対応を行った。まず鹿について2ページをご覧ください。鹿については、ここに記載のあるとおり10月8日から連光寺付近や多摩ヒルズゴルフコース周辺で目撃情報が入り始め、職員・警察で市街地へ出ないように対応を行ってきた。その後もしばらく同付近で連絡が入るごとに出勤し同様な対応を繰り返してきたが、10月20日早朝から住宅地に移動を始めたため、最終的には大栗川へ追い払いを行った。その後鹿は上流に向かったため、上流の八王子市及び南大沢警察署へ引き継ぎを行ったところである。なお、八王子市からの連絡によると、10月20日同日に京王堀之内駅周辺に移動し、猟友会等の協力を得て捕獲したと連絡を受

けている。

次に、猿についてである。3ページをご覧ください。猿についても鹿と同時期、10月11日金曜早朝からニュース等で報道されていた左手のない猿について多摩市でも目撃が入り始めた。猿については、移動の経路を把握することが対応の中心となったが、ここに記載しているとおり、市内をほぼ南西方向に縦断し、同日夜には町田市内へ走り抜けていった模様である。当日は、移動経路を先読みしながら教育委員会等と連携して小学生の下校時に合わせて周辺を巡回して対応した。その後の行方については、報道によると相模原市、厚木市、鎌倉市、葉山町、三浦市と南下し、その後移動を西方向へ変え、現在は神奈川県小田原市、今日現在午前中の情報によると、松田町と言って御殿場の少し手前のところにいるという情報が入っている。説明は以上となる。

**○渡辺委員長** 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○渡辺委員長** 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会16、令和6年度の気候市民会議について、市側の説明を求める。

**○佐藤環境政策課長** 協議会案件16番、令和6年度の気候市民会議の予定について報告をする。資料は協議会16をご覧ください。

まず初めに、これまでの気候市民会議の実施概要を簡単に説明する。多摩市気候市民会議は令和5年度から実施しており、気候危機を一人ひとりが当事者として捉え、何をすべきか、何ができるか、地域としてできること、そのために行政や民間事業者はどのような支援をすべきかなどについて話し合う場として計5回開催した。参加者等の情報は四角い枠の中にあるとおりで、30年後、2050年頃に目指したい多摩市の環境と社会のイメージについて議論し、脱炭素社会の実現、持続可能な社会の実現に向けて実施すべき145件の提案を市に提出していただいた。この提案書に記載の市民提案のうち、77件については第三次多摩市みどりと環境基本計画に具体的に反映をさせている。

続いて、令和6年度の予定についてご説明する。今年度は2種類の気候市民会議を開催する予定である。1つは、近隣自治体との合同気候市民会議、そして気候YOUTH会議の開催である。合同気候市民会議は学生から大人まで幅広い世代が参加し、気候YOUTH会議は若者が参加対象になる。気候変動対策を広域的に広げる試

みとして、日野市等の近隣自治体と一緒に議論していきたいと考えている。2つ目は、多摩市単独での気候市民会議の開催である。市民・事業者に行動変容を呼びかける取り組みを行う。呼びかける内容は、第三次多摩市みどりと環境基本計画に反映した77件の中から選んでいく。

これらの日程や参加者等については、資料の3番の日程に記載している。日野市と合同で開催する合同気候市民会議と多摩市単独で2回開催する多摩市気候市民会議の計3回については、参加者は前年度の多摩市気候市民会議の参加者、多摩市民環境会議のメンバー、多摩市内の中学校・高等学校の生徒、さらに無作為抽出した市民の皆さんを想定している。合同気候市民会議では、多摩市及び日野市双方の前年度の気候市民会議の結果を共有して、参加される方に他市の取り組みも含めて気候変動対策を考えていただくことを想定している。その後開催する2回の多摩市独自の気候市民会議では、多摩市の参加者のみで市民・事業者に行動変容を呼びかける取り組みを行っていききたいと考えている。3月に2回開催予定の気候YOUTH会議については、日野市と府中市の近隣自治体と共催し、参加者を学生等の若い世代に限定して気候変動対策のために自分たちができる取り組みを検討していただく予定となっている。報告は以上である。

**○渡辺委員長** 市側の説明は終わった。質疑はあるか。岸田委員。

**○岸田委員** 多摩市単独とする気候市民会議はポスターをエコフェスタに展示するという形で一定何をするのかわかるが、合同気候市民会議と気候YOUTH会議で意見交換した内容については、何かどこかで使う予定はあるのか。

**○佐藤環境政策課長** その辺のアウトプットについても、日野市、府中市と今協議をしているところである。最終的には昨年多摩市で取りまとめたような報告書をまずは作成し、この合同気候市民会議で提案された意見を広く多くの方に知ってもらって、一人ひとりの行動変容に結びつくようなきっかけをつくっていききたいと考えている。

**○岸田委員** もう一つ、前回気候市民会議に参加してくれた参加者たちとのつながりがすごく大事だと思うが、今までにどういった形で環境に関わってきてもらったのかだけを再度確認して終わりたいと思う。

**○佐藤環境政策課長** 環境政策課では、環境についての様々な取り組みをしている。例えば生き物観察会、あとは行動変容に市民団体が主体となって取り組む環境学習セミナー、そのほかエネルギー問題の関係といった啓発

活動を行っているが、そういったときに、昨年の気候市民会議の参加者に案内を出して参加を促し呼びかける形で実際数名の方に参加していただきながら、昨年からずっとつながりを継続してきたところである。

**○渡辺委員長** ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○渡辺委員長** 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、協議会17、多摩市立公園条例の一部改正について、市側の説明を求める。

**○長谷川公園緑地課長** それでは、協議会17の資料をお開きいただければと思う。公園利活用の推進・市民サービス向上・財源確保を目的として、多摩市立公園条例別表第4に販売行為等に関する項目を新設する改正を令和7年第1回定例会に上程したいと考えている。

初めに、1の現状である。多摩市立公園条例では、都市公園法の趣旨に基づき、都市公園の適正な管理のため、管理上支障を及ぼすおそれのある行為等を原則禁止し、市長が許可した場合に限り可能とする制限行為として位置づけ、許可に当たっては使用料の納付を義務づけている。実際の条例の条文が記載のとおり第3条として規定されており、右側の表のとおり使用料が定められている。

このうち第7号の物品販売について、私人の営利行為につながることから、市の共催や後援を得た事業あるいは地域の祭りなど、公共性・地域性があるもののみ許可している。

次のページに進んでいただいて、2の改正の目的である。一方で、国の指針や市で策定したパークマネジメント計画において、公園のストック効果を高めるために多様な利活用を進めることが重要になってきており、これまで多摩中央公園などで公園利活用の社会実験に取り組む中で、キッチンカーの出店等の販売行為が公園利用の促進・にぎわいづくり・利便性向上につながる事が確認できている。そのため、こうした販売行為を積極的に許可する運営を行うことができるよう項目を新設するものである。

3の改正内容である。別表第4の使用料項目の一つに「物品販売に関する行為、1平米1日につき120円」を新設したいと思っている。なお、物品販売の範囲については、有料で商品を販売する行為で、商品は有形無形に関わらないものとなる。また、あくまで公園の活性化や利便性向上につながるものを許可し、販売行為をメインとした営利目的の行為は引き続き許可しない。雑駁である

が、説明は以上となる。

○**渡辺委員長** 市側の説明は終わった。質疑はあるか。  
岸田委員。

○**岸田委員** 今度改正する際には物品販売に関する行為も入ってくるということだったが、これは引き続き地域の行事等公共性が高いものはお金を取らないという形で利用できるのかと、あと販売行為をメインとした営利目的の行為とこういった公共性・地域性があるものの線引きはどこになるのかを伺いたいと思う。

○**長谷川公園緑地課長** まず1点目の地域性・公共性のある例えば自治会といった団体さんがやられる販売等については、引き続き免除をしていく予定である。免除規定については条例施行規則に具体的に定められており、そのほかにも市がやるもの、学校がやるものといったことが定められているので、引き続きそこに基づいて減免をしていく予定である。

2点目の営利行為と公共性を伴うものとの線引き基準とは何かということであるが、正直バシッとした基準を定めるのは難しいかと思っている。今まで申請等があった事例の中で例えば営利行為として想像しやすいところでは、車の野外販売を公園でやるのは明らかに営利行為、つまり公園でなくてもよい、公園の利用を必要としない、そういったものが営利行為に当たるかと思うが、ケース・バイ・ケースの判断になろうかと思っている。少なくとも公園を利用する中でその利便性につながるもの、それがいわゆる営利目的を第一としないイベントと捉えているので、そうしたところに基づいて判断しているかかと思っている。ただし、定められるところで、一定の内規なり基準等をつくっていきたいと思っている。

○**岸田委員** あともう一つ、先ほど多摩センターわくわくプロジェクトの中でも出てきたお話であるが、キッチンカーの出店等販売行為を積極的に許可する運用ができるよう今度改正していくと思う。もちろん衛生面や食べやすい、使いやすいというのも大事だと思う一方で、気候非常事態宣言を議会と一緒に出したり、あるいは以前の生活環境分科会の評価でも使い捨てプラスチックを削減していこうということがあったりする。より活用をしていきたい一方でそういった環境についてもこういったものを定めることによりどのようにバランスを取っていくのかはさすがに気になっているが、今度このように改正していく中で、そのあたりについて何か考えておられることはあるのか。

○**長谷川公園緑地課長** 本改正後、基本的にこの営利行

為が可能になった場合については、それでも申請があったこちらが許可して初めて認めるものである。当然その中で、今のごみの問題やそういった環境対策を含めた事業計画書は当然申請の中でお出しただいて確認していくことになる。ご質問の趣旨として、そういったところにも基準を設けていくのかということでは、まだ具体的に出てはいないが、販売行為ということで事業性がないと赤字になってまで出店するというわけにもなかなかいかないだろうから、そういったところと折り合いをつけながら何かできることがあれば基準としても考えていこうかと思っている。最初のうちは義務化を伴わないお願いベースで、なるべくごみを出さないことといった基準を定めていくことになろうかかと思っている。いずれにせよ、環境問題を主に置いている本市の中で、そういったところもある程度条件としながら運営をしていきたいと思っている。

○**渡辺委員長** ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渡辺委員長** 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会18、多摩中央公園改修整備・運営事業の進捗状況と今後の進め方について市側の説明を求める。

○**長谷川公園緑地課長** それでは、協議会18の資料をお開きいただければと思う。多摩中央公園改修整備・運営事業の進捗状況についてご報告をさせていただく。

初めに、工事の進捗率であるが、11月末時点で約82%となっている。労務の確保や酷暑等の影響により若干の遅れが出ているが、令和7年4月の全面リニューアルオープンに向けて開園エリアを随時拡大してきており、年明け1月29日には、きらめきの広場とグリーンライブセンターのわきの梅の里の園路部分を開園する予定である。グリーンライブセンターの全面改修工事については、令和7年2月の竣工に先立ち、建築工事が12月末に竣工予定となっている。左下の写真は、きらめきの広場とグリーンライブセンターの現在の状況となっている。右側の図面は、部分開園エリアを図示したものとなっている。

次のページに進んでいただいて、多摩中央公園リニューアル記念事業についてである。令和7年4月5日の全面開園に合わせて記念事業の実施を予定している。内容としては、記念式典とパークライフショーの開催を検討している。記念式典は、市民や関係者の皆さんに感謝をお伝えするものとして、地元の小・中学校による演奏や、リニューアルの目的、新たに設けられた施設特徴の紹介

等を行う予定である。また、パークライフショーは、これまで市民とともに作り上げてきたものをオープニングイベントとして実施する。公園の多様な使い方や過ごし方の実践の場にもなり、連携協議会による多摩センターエリアの一体化の取り組みにもなると思っている。雑駁であるが、説明は以上である。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

---

午後2時03分再開

○渡辺委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって生活環境常任委員会を閉会する。

午後2時03分閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

生活環境常任委員長

渡 辺 しんじ